

幾齊聯合會の聯合する者にて職員等を逐離せしむる共  
覺青田支辦丸川會員J、本變會別會體聯合會員Jを  
除へば六月十日縣同盟式附聯合會覺母蘿根四瀬忍別變會類  
離派亦重疊J式のうある。

J式のJは、當風如業源土の聯合の處の職員並びにJ専  
本寧慈潤別變會主事も會員の職員等由の請即も逐離を要求  
要求を始まるJ、四月聯合幹部三名逐職員答を同書J了成其  
人等懸由らせる職員等僅其間、逐離聯合員の良食器皿の二  
並列逐職員皆其跡二十余名逐業Jは僅兼顧類の善果、聯合職  
職員時外次ア却翌三日日本本變會失職聯合事務潤別聯合幹部  
式、盤斷。

民二日職員食の損J式のうある。

幾齊聯合會類の衣糧の不外、中心人等J式の三名を六

法財團 協調會福岡出張所

相國人 協調會福岡出張所

に更に解雇せざる様要求したるに對し、勞務課長は、協調機關としては既に懇談會あるが故に他團体の存在を認めず、且つ解雇したる三名は組合組織主謀者なるを以つて復職せしめ難し、尙將來と雖も組合運動を爲す者は断乎たる處置を執るべきと回答したのである

#### 十、解決狀況

かくて其後當局と組合幹部との間に數回の交渉ありたるも、當局の態度強硬なる爲難遂に解雇を承認し、二十四、五兩日最後の折衝をなしたる結果、炭坑側に於て出來得る限り多額の解雇手當を支給することとなつて解決せり。